

平成25年度第6回 富合町合併特例区協議会会議録

日 時 平成25年9月24日(火)

会 場 南区役所 3階大会議室

開会時間 午前10時00分

終了時間 午後00時15分

○出席委員(8名)

会長	田中 榮信
副会長	小山 一美
委員	米原 靖雄
	野口 ミナ子
	村崎 博則
	松永 隆
	改原 博明
	内藤 信博

○参考人

南区長 永目工嗣

事務局

それでは、ただ今から平成 25 年度第 6 回富合町合併特例区協議会定例会を開会いたします。

まず最初に、配付資料の確認をしたいと思います。1枚紙で「平成 25 年度第 6 回富合町合併特例区協議会次第」、並びに「平成 25 年度第 6 回富合町合併特例区協議会」の冊子、「補正予算参考資料」及び「新市基本計画掲載事業（富合町域）関連事業に係る資料」以上 4 点の資料を配布しております。資料の過不足等がございましたら事務局までお申し出ください。

それでは、会議の進行につきましては、合併特例区規約第 10 条第 4 項並びに合併特例区協議会会議運営規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、会長である田中議長にお願いいたします。よろしくお願ひします。

田中 榮信 議長

皆様おはようございます。

ここからは、私が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

本日は、合併特例区規約第 10 条第 5 項の規定に基づき、参考人として、永目南区長にご出席をいただいております。参考人には忌憚の無いご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

まず、会議録署名委員についてでございます。協議会会議運営規則第 7 条第 2 項の規定により、指名をさせていただきます。本日は、松永委員と内藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、構成員の出席数についてでございますが、本日は構成員の皆様全員にご出席頂いております。したがいまして、合併特例区規約第 10 条第 3 項の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは早速、お手元の次第に沿って会議を進めてまいりたいと思います。

それでは、協議第 1 号「平成 25 年度富合町合併特例区一般会計補正予算（第 2 号）（案）」につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局 （総務班）

総務班です。協議第 1 号、「平成 25 年度富合町合併特例区一般会計補正予算（第 2 号）（案）」についてご説明いたします。資料は 1 ページからとなります。まず、5 ページをお願いします。「平成 25 年度富合町合併特例区一般会計補正予算（第 2 号）」でございます。第 1 条に記載しておりますとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 237 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,063 万 5 千円とするものでございます。補正の概要につきましては、別冊の参考資料にてご説明いたします。参考資料の 1 ページをお願いします。まず、②「使用料及び手数料」ですが、19 万 4 千

円の減額補正でございます。主な要因としましては、保健体育施設である屋外運動場及び雁回公園の使用者数の減によるものです。③「財産貸付収入」は減額補正額 1 千円ですが、10 月 1 日～5 日まで施設の使用を中止することによる決算調整の減です。④「繰越金」の増額補正額 238 万 5 千円ですが、平成 24 年度決算における今年度への繰越金です。続きまして、⑤「諸収入」ですが、8 千円の減額補正でございます。主な要因としましては、さわやか学級受講者数の減によるものです。最後に①「合併特例区交付金」ですが、455 万 8 千円の減額補正でございます。これは、ただ今ご説明しました合併特例区交付金を除く②～⑤の歳入予算の補正の合計額 218 万 2 千円と次ページでご説明いたします歳出予算の減額補正額 237 万 6 千円を合わせまして 455 万 8 千円の減額補正となったものです。

次に、2 ページをお願いします。歳出の概要についてご説明いたします。まず、①「富合町合併特例区運営等経費」ですが、38 万 3 千円の減額補正でございます。主な要因としましては、区長の満 75 歳到達に伴い後期高齢者医療保険制度へ移行したことによる共済費の執行残 25 万 3 千円及び協議会広報紙の執行残 8 万 6 千円によるものです。②「公の施設の設置及び管理経費」ですが、92 万 4 千円の減額補正でございます。主な要因としましては、雁回館、屋外運動場及び雁回公園の管理・整備に係る需用費及び委託料の執行残 90 万 1 千円や、健康づくりセンター雁回館の改修経費として「緞帳解体撤去委託」の執行残 2 万 3 千円によるものです。③「コミュニティ関連施策経費」ですが、17 万 3 千円の減額補正でございます。これは、富合町体育協会活動補助金（運営補助）によるものです。④「地域振興イベント並びに文化伝統及び伝統の継承」ですが、7 万 2 千円の減額補正でございます。これは、さわやか学級（高齢者学級等）講師謝礼金の執行残によるものです。最後に、⑥「国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業」ですが、82 万 4 千円の減額補正でございます。主な要因としましては、「ふるさと総合健診事業」及び「腹部超音波検診事業」に係る受診見込者数の減に伴う委託料の執行残によるものです。

したがいまして、歳入歳出予算とともに、総額 237 万 6 千円の減額補正となり、補正予算後の歳入歳出予算の総額が、4,063 万 5 千円となるものでございます。詳細については、協議会資料の 9 ページから 17 ページに、「補正予算事項別明細書」を添付いたしておりますのでご確認をいただければと思います。

以上が、「平成 25 年度合併特例区一般会計補正予算（第 2 号）」の説明でございます。よろしくお願ひいたします。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から報告がありました「協議第 1 号」につきまして、ご質問等はありませんか。

野口 ミナ子 委員

歳出における協議会広報誌発行費用で、8万6千円の執行残がありますが、これは10月発行分ですか。

事務局 (総務班)

これは予算編成時に業者からいただいた参考見積を元に予算を計上しましたが、実際の契約の段階では見積時より金額が下がったため、その差額分となります。業者と契約した金額で、当初計画しておりました発行回数、ページ数で執行しております。

松永 隆 委員

予算額と落札価格の差額ということですね。

事務局

はい。そうです。

田中 榮信 議長

他に何かご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

田中 榮信 議長

他にご質疑がなければ、「平成25年度富合町合併特例区補正予算(第2号)(案)」については、原案のとおり同意ということでおろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

田中 榮信 議長

それでは、「協議第1号」につきましては、原案のとおり同意いたしました。

田中 榮信 議長

それでは、協議第2号「合併特例区終了後の特例区事業について」につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局 (まちづくり班)

まちづくり班からは、資料の19ページにあります1番～4番と7番・8番をご説明させていただきます。

まず、資料の 20・21 ページの富合町体育祭ですが、今年度につきましては富合校区自治協議会で予算確保がでておりますので、富合校区体育協会主催で 11 月 10 日に開催予定でございます。なお、平成 26 年度以降の開催につきましては、予算を各地区で負担ができるかどうかを区長会にて検討中であり、11 月までには今後の方針が出されます。

次に、資料 22・23 ページの富合町駅伝大会ですが、今年度につきましては体育祭と同様、富合校区自治協議会で予算確保がでておりますので、富合校区体育協会主催で 12 月 1 日に開催予定でございます。なお、平成 26 年度以降の開催につきましても、体育祭と同様、予算を各地区で負担ができるかどうかを区長会にて検討中です。

次に、資料 24・25 ページの富合町成人式ですが、今年度につきましては富合校区自治協議会で予算の確保がでておりますので、富合校区自治協議会主催で来年 1 月 12 日に開催予定でございます。なお、平成 26 年度以降の開催につきましては、こちらも予算を各地区で負担ができるかどうかを区長会にて検討中です。

次に、資料 26・27 ページの富合町文化祭ですが、合併特例区終了後も富合町文化協会主催で継続されます。

次に、資料 32・33 ページのふるさと祭ですが、地域主体で実施する予定で検討中です。

最後に、資料 34・35 ページのさわやか学級ですが、9 クラブが公民館の自主講座へ移行し、4 クラブが廃止ということになります。

まちづくり班からは以上です。

事務局（保健班）

保健班より 5 番と 9 番をご説明させていただきます。

まず、資料 28 ページの健康祭ですが、昨年 11 月の健康祭を最後に廃止するということになっており、それに代わるものとして今年度からは 11 月に実施予定の「南区いきいきフェスタ」で更なる事業展開を図ってまいります。具体的には健康子どもブースを設けて南区全体に広げていく予定です。

もう 1 つ、資料 36・37 ページの保健事業ですが、ふるさと総合健診が廃止となります。これまでのふるさと総合健診に代わり、肺がん・胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がんと単身の検診を同日に実施する予定であり、それらを組み合わせて受診していただくことで、内容としましては、今までと変わらないものとなっております。今後も受診率が低下していかないように努力していきたいと思っております。

事務局（産業振興班）

産業振興班です。産業祭についてご説明させていただきます。資料の 30・31 ページをお願いします。特例区期間終了後の方針としては、産業祭は廃止と決定しており、昨年 11 月の開催をもって終了しています。また、決算についても 1 月に実行委員会にて報告を終えております。今後の方針といたしましては、毎年 9 月に下北地区 J.A 祭が開催さ

れており、こちらは、これまでの産業祭と重複する部分もありますし、農産物直売所も6年前にオープンし、順調に運営されています。しかし、産業祭で行っておりました農産物の品評会への出品を楽しみにされている方もおられるため、今後このような機会についてJAと検討していきたいと考えております。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「協議第2号」につきまして、ご質問等はありますか。

野口 ミナ子 委員

富合町文化祭についてですが、資料27ページの下部に記載してあります「平成25年9月5日付けで文化振興課長他2名の連名で合併経過措置終了後の富合町文化協会への対応についての通知」とはどのような通知ですか。

事務局（まちづくり班）

富合町文化祭は、今まで富合町文化協会主催でしたが、文化協会に対しては、文化祭に限らず、合併特例区から毎年27万円の補助をしておりました。合併特例区終了後は、その補助金がなくなるということになりますが、富合町文化協会からは補助金を継続して欲しいとの要望でした。したがいまして、文化振興課・まちづくり推進課・まちづくり交流室の3者で「文化協会に対して今後どういう援助ができるのか。」を検討しました結果を書面にし、通知いたしました。

野口 ミナ子 委員

アスパル富合の使用料はどうなりますか。

事務局（まちづくり推進課）

熊本市では公民館の使用料減免要綱というものがあり、そこに記載してある団体は、使用料を減免できるとなっております。ただ、熊本市には、これまで文化協会という組織がなく、その位置付けができていなかったため、使用料を減免できる団体に、文化協会という記載がありません。そこで富合町文化協会が、富合校区自治協議会の構成メンバーでもあることから、文化協会の事業が、校区自治協議会の活動として公民館を利用されるのであれば減免するという方向で検討しているということでございます。

改原 明博 委員

これは1年限りの措置ですか。

事務局（まちづくり推進課）

今は特例区の事業として減免をしておりますが、校区自治協議会は、公民館の使用料減免要綱の減免対象の団体に位置づけられておりますので、今後も減免の措置は続きます。

また、公民館使用料につきましては、特例区期間中は時間単位で貸し出しを行っておりましたが、特例区終了後は午前・午後・夜間の区分貸しになります。

野口 ミナ子 委員

皆さん非常に分かりにくい部分だと思いますので、分かりやすい資料をお願いします。

田中 榮信 議長

他に何かご質問はありませんか。

（「ありません」の声あり）

田中 榮信 議長

他にご質疑がなければ、協議第2号「合併特例区終了後の特例区事業」については、原案のとおり承認ということでおろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

田中 榮信 議長

それでは「協議第2号」につきましては、原案のとおり承認いたしました。

田中 榮信 議長

それでは、協議第3号「合併特例区終了後の特例区管理施設」につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局（まちづくり班）

資料39ページに一覧がありますが、まちづくり班からは1番～3番・5番について説明させていただきます。

まず、資料40・41ページの富合町健康づくり総合センター（雁回館）ですが、アリーナにつきましてはスポーツ振興課に移管し、和室と調理室につきましては富合公民館施設として使用することになります。

続いて資料42・43ページの富合町雁回公園ですが、グラウンド部分はスポーツ振興課に移管となり、都市公園部分は西部土木センター河川公園整備課へ移管されます。

資料 44・45 ページの富合町屋外運動場ですが、テニスコートは学校施設として富合中学校へ移管され、軽運動場につきましてはスポーツ振興課へ移管となります。

資料 48・49 ページの緑川総合運動公園ですが、先般富合校区自治協議会より「今後イベント会場・運動広場として活用したい。」との陳情書の提出があっております。したがいまして、現在西部土木センター河川公園整備課の所管ですが、富合まちづくり交流室への所管変えを行い、その後、富合校区自治協議会と管理協定の締結を考えております。
以上です。

事務局（福祉班）

福祉班です。資料 46・47 ページの富合町老人憩の家についてご説明いたします。10月 6 日以降は高齢介護福祉課へ移管となります、これまでも現場で私共と高齢介護福祉課、現在の指定管理者の熊本市社会福祉協議会、そして新しい指定管理者の 4 者で打ち合わせを行っております。具体的には備品の移管方法等で、利用者にできるだけご迷惑をおかけしないように円滑な移行ができるように心がけております。送迎バスの運行につきましては、新しい指定管理者からも困難との回答があつておりますが、一方で利用日が週 5 日から 6 日へ、利用時間は 1 時間延長となり、また利用料金も基本的には無料、入浴のみ 100 円ということになっております。そのため、これまでよりも利用しやすくなるのではないかと思います。以上です。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「協議第 3 号」につきまして、ご質問等はありませんか。

改原 明博 委員

マイクロバスでの送迎が廃止ということは、今まで利用があったということだと思いますが、今後は自家用車等で行かないといけないのでですか。

事務局（福祉班）

廃止となった場合は、基本的には自家用車で行っていただくことになります。
ただ今年の 4 月～6 月の利用状況を昨年度と比較しますと、運行している月曜日・火曜日・金曜日のうち、月曜日は利用者が減少しております。

改原 明博 委員

今まで利用していた人は不便になりますね。

野口 ミナ子 委員

以前利用者に対して交通手段を尋ねるアンケート調査を行ったと思いますが、その結果はどうだったんですか。

事務局（福祉課）

先程申し上げましたのが、その調査の結果ということになります。

改原 明博 委員

南区役所を通るバスは誰も乗っていないし、老人憩の家へ行くようなルート変更するというのはできないですか。

事務局（福祉班）

路線バスはバス会社が道路運送法に基づき運行しているもので、それについて私から答えるのは難しいです。

野口 ミナ子 委員

校区自治協議会ができ、当分の間、事務所は会長の自宅内に置くことになりましたが、富合校区自治協議会事務所の現在の状況と特例区終了後のことについて教えてください。

事務局（まちづくり推進課）

校区自治協議会が公民館施設を利用する場合、使用料は無償となりますので、会長宅を事務所としながら、併せて役員会等は公民館施設を利用している状況です。今後もそのように活動していくものと思います。

野口 ミナ子 委員

コミセンができるまで時間がかかると思いますが、それまでの支援はないんですか。

事務局（まちづくり推進課）

校区自治協議会の事務所の場所が確保されるまでの支援として、富合校区自治協議会が役員会等で公民館施設を利用する場合は無償とさせていただいているものです。

米原 靖雄 委員

コミセンの建設は現在どのような状況ですか。

事務局（まちづくり推進課）

地域の方より、「コミセンは南区役所の東側駐車場に建設して欲しい。」との要望がありますが、区画整理事業の場所なので、現在は保留です。

松永 隆 委員

話は変わりますが、「新市基本計画掲載事業（富合町域）関連事業に係る資料」9ページの道路についてです。先日より話が出ている富合宇土南北線ですが、このままずっと地権者との話し合いが進まない状況が続くのであれば、計画自体が中止になってしまう可能性があるのかということ、また、買収が済んでいるところまで工事を進めるのか、この2点をお伺いしたいのですが。

事務局（富合地域整備室）

富合地域整備室でございます。幹線道路の整備から先に進めており、ご質問いただきました富合宇土南北線については平成21年度から始め、現在240mほど整備ができております。残りについては地権者と相談しながらしているところですが、この事業は新市基本計画のとおり平成29年度の完成を目指し進めていく予定です。

松永 隆 委員

平成29年度までにできなかったらどうするのか、ということが不安です。地権者の方と折り合いがつかないからといって、説明会等もせずにそのままにしておくのですか。

事務局（富合地域整備室）

説明会は個別ではなく地域ごとにしている状況です。地権者の方へのご相談は西部木センターの用地課が中心となっていますが、富合宇土南北線は「富合地域の南北の幹線道路」と位置付けおり、完成を目指して頑張りたいと思っております。

松永 隆 委員

頑張っているのはわかっていますが、新市基本計画の事業年度である平成29年度までに完成できなければそれで終わりですか。

事務局（富合地域整備室）

新市基本計画事業としては平成29年度までですが、この道路につきましては南北の幹線道路として熊本市の道路整備プログラムにも位置づけられた道路ということですので、平成29年度まで継続していきます。

松永 隆 委員

平成29年度以降も継続ということで考えていいんですか。

事務局（富合地域整備室）

平成 29 年度以降の計画につきましては、継続するということをこの場ではつきりとは申し上げられません。5 年先のことですので、まずは、平成 29 年度までに整備が完了するよう努めているところでございます。

松永 隆 委員

担当者の異動できちんと引継ぎができるおらず、平成 29 年度以降には、「そんな話は聞いていない」等となるのを心配しています。

現在、用地買収が済んでいるところは、先に工事を進めるんですよね。

事務局（富合地域整備室）

工事は順次進めたいと考えております。

松永 隆 委員

私たちも、このような場で意見が言えるのは今日で最後ですので、言わせていただいています。

定期的に地権者の方へ状況を説明するなかで、「歩道があった方がいいかな。」等と改めて感じ、認識が変わる可能性が出てくるかもしれませんので、継続的に働きかけて、そのままにしてしまわないようにお願いします。

田中 榮信 議長

他に何かご質問はありませんか。

（「ありません」の声あり）

田中 榮信 議長

他にご質疑がなければ、「合併特例区終了後の特例区管理施設」については、原案のとおり承認ということでおろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

田中 榮信 議長

それでは「協議第 3 号」につきましては、原案のとおり承認いたしました。

田中 榮信 議長

それでは、次に進みます。協議第 4 号「合併特例区終了式（案）」につきまして、事務

局からの説明を求めます。

事務局（総務班）

総務班です。資料 51 ページをお開きください。協議第 4 号「合併特例区終了式（案）」についてですが、資料としましては、この次第（案）の他に、出席者（案）を提示させていただいております。

まず、次第（案）についてご説明申し上げます。日時は、例区設置期間満了日の平成 25 年 10 月 5 日（土）午前 9 時 30 分から、南区役所庁舎正面玄関前での開催を予定しています。式の内容としましては、「開会」に引き続き、「主催者挨拶」といたしまして村崎合併特例区長及び田中協議会会长、「来賓挨拶」といたしまして幸山熊本市長及び斎藤市議会議長を（案）として提案させていただきます。また、ご挨拶に続き、6 番の「合併特例区事務所の看板の取り外し」を、現在看板が掲げられております南区役所庁舎正面玄関で行ない、その後、場所の移動をお願いして「合併記念碑の除幕」を行い、その場で「閉会」を予定しております。

次のページをお願いします。出席者（案）でございます。まず、主催者といたしまして、特例区長及び構成員の皆様、その他に、熊本市長、市議会議長、城南・植木の両合併特例区長、特例区交付金を所管しております企画教育市民委員会の正副委員長、ぐつき市議を含む南区在住の市議会議員、富合地区嘱託員及び南区長の 50 名程度を予定しております。なお、司会進行につきましては、事務局の方で対応させていただきたいと考えております。合併特例区終了式（案）についてのご説明は、以上でございます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました、協議第 4 号について、ご質問等はありませんか。

（「ありません」の声）

田中 榮信 議長

それでは、質問がないようでございますので、協議第 4 号「合併特例区終了式（案）」については、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

それでは、「協議第 4 号」につきましては、原案のとおり承認いたしました。

田中 榮信 議長

それでは、次に、報告事項に入ります。報告第1号、「合併特例区終了に伴う打ち切り決算について」、事務局から報告をお願いします。

事務局

総務班でございます。「報告第1号」についてご報告いたします。資料53ページをお開きください。報告第1号、「合併特例区終了に伴う打ち切り決算」についてでございます。左側に、平成24年度までの決算の流れと、右側に今年度の打ち切り決算の流れの概要をお示ししております。また、次ページには関係法令の抜粋を参考資料として添付しておりますので、合わせてご覧いただければと思います。

まず、53ページ左側の平成24年度までの決算の流れの概要についてご説明いたします。法の定めにより、「合併特例区長は、決算を調製し、出納の閉鎖後三ヶ月以内に市監査委員の監査に付すこと」とされております。次に、「合併特例区長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて協議会の認定に付す。」とされているところでございます。その後、協議会の決定及び監査委員の意見と併せて、市長に報告し、かつその要領を公表しております。また、報告を受けました市長から、速やかに市議会に報告がなされております。

一方、右側の今年度の打ち切り決算におきましては、解散の日をもって収支を打ち切り、合併特例区長が決算を調製し、地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づきまして、事務を承継した市長が、特例区長に代わり出納の閉鎖後三ヶ月以内に市監査委員の監査に付すこととなります。なお、監査委員の監査に付す際に、協議会構成員の皆様には決算書を送付させていただくこととしております。次に、市長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて市議会の認定に付すこととなります。その後、市長は、市議会の認定を受けたその要領を公表いたします。

説明については、以上となります。よろしくお願ひいたします。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から報告がありました、報告第1号について、ご質問等はありませんか。

(「ありません」の声)

田中 榮信 議長

他に質問がないようでございますので、次に進みます。それでは、報告第2号「合併に伴う水道料金の経過措置終了について」事務局から報告をお願いします。

事務局

それでは、上下水道局料金課から説明いたします。平成 20 年 10 月 6 日の合併後、富合町地区において一般口径 13mm をご使用の皆様につきましては、旧熊本市料金適用の経過措置によりまして、平成 22 年 10 月及び本年の 10 月で段階的に料金改定を行いながら、旧熊本市料金へ移行するとなっております。新料金の適用については、来年の 1 月からとなります。これまでに、嘱託員会議等でもご説明してきたことから、特に混乱もなく皆様方への周知が図られてきたところでございます。

今回の料金改定を具体的にご案内いたしますと、水道料金は、基本料金と 5 段階からなる従量料金の合計額でございまして、基本料金と使用数量 10 m³まではこれまでと料金が変わらず、改定の対象ではありませんが、2 段階目から 5 段階目で変更がございまして、第 2 段階目の使用水量が 11 m³～20 m³までの単価が 105 円から 141.75 円に、36.75 円の引き上げとなります。次に、第 3 段階目の使用水量が 21 m³～30 m³までの単価が 141.75 円から 168 円になり 26.25 円の引き上げとなります。第 4 段階目の使用水量が 31 m³～40 m³までの単価が 168 円から 194.25 円になり、26.25 円の引き上げとなります。第 5 段階目の使用水量が 41 m³以上の単価が 210 円から 231 円になり、21 円の引き上げとなります。ちなみに、1 ヶ月のご利用が 10 m³の場合には、これまでと料金は変わりませんが、20 m³の場合 368 円の増、30 m³の場合には 630 円の増、40 m³の場合には 880 円の増といった具合になります。

なお、今回の料金改定につきましては、お手元に配付しておりますチラシを 12 月中に富合町地区の全世帯に配付をする予定でございます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました、報告第 2 号について、ご質問等はありますか。

野口 ミナ子 委員

合併特例区協議会だより 10 月号に、この件についての記事を載せて、皆さんにお知らせしてもよろしいですか。

事務局

よろしくお願ひします。

松永 隆 委員

平均的な家庭の場合で、使用量はどのくらいですか。

事務局

だいたい一人当たりの使用量が、一日に約 250 リットルといわれております、ひと世帯に換算すると、ひと月当たりの使用量が 23 m³から 25 m³程度となります。

田中 榮信 議長

他に何か質問はありますか。

(「ありません」の声)

田中 榮信 議長

それでは、質問がないようでございますので、次に、報告第 3 号「熊本市の都市計画」について、事務局から報告をお願いします。

事務局（都市政策課）

都市政策課でございます。本日は、熊本市の都市計画についてご説明させていただきます。平成 24 年の政令都市移行時の旧富合町の線引きの際にもお話ししておりましたが、次の線引きが平成 26 年に予定されておりますので、線引き及び集落内開発制度の見直し等につきましても限られた時間ですがご報告申し上げます。

それではご説明いたします。お配りしております「熊本市の都市計画について」という資料をご覧下さい。

まず、「1 熊本市都市マスタープランについて」ですが、本市の都市計画の長期的な方向性を分かりやすく示すプランでございまして、目標年次は平成 37 年で、策定しましたのは平成 21 年 3 月ということで、旧富合町合併後に策定されております。その後、城南町と植木町の合併に伴いまして、平成 22 年に一部見直しをしている状況でございます。将来像は、「豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある多核連携都市」ということで、少子高齢化、人口が減少していく中で、よりコンパクトな都市をつくろうということで、中心市街地を活性化するのはもちろんですが、地域内に 15箇所の地域拠点を平成 21 年 3 月に設定しております。南区では、南区役所周辺と城南総合出張所周辺、川尻駅周辺と港線と JR 鹿児島線の交差するところの島町の 4 箇所に地域拠点を設置しております。地域 15 箇所を中心市街地と道路ネットワークや公共交通と有機的に連携した都市構造を目指すところが多核連携の都市ということで、こういった都市づくりを目指している状況でございます。その上で、「2 多核連携都市づくりに向けた基本方針（案）」ですが、これまでの社会情勢は、高度経済成長、人口増加、モータリゼーションの進展等で市街地の拡大でした。将来予測される社会情勢は、人口減少、少子高齢化等の人口低密度化です。現在の熊本市の人口は 73 万 4 千人でございますが、人口問題研究所という調査機関の調査結果によりますと平成 52 年の 27 年後には、熊本市の人口が 65 万 9 千

人で、約 1 割減少するということになっております。単なる人口の減少だけではなく、65 歳以上の高齢化率は現在が 21.1% で約 5 人に 1 人の方がなのが、27 年後には 33.9% で約 3 人に 1 人が高齢者になるとなっております。これは全国的に見ましても同じような傾向で、現在の日本の人口が、1 億 2,750 万人で高齢化率は約 24% となっており、47 年後の 2060 年には 9,000 万人を割ってしまい 30% 減少となっております。さらに高齢化率が 40% 近くなるという深刻な状況でございまして、日本全国のどこの自治体も経験したことのないような都市計画を考えていかなければならぬというものが今の現状でございます。こういった状況を放置した場合に想定される問題の代表的な例として、「都市機能の衰退により、日常生活に必要なサービスが身近に利用しにくくなる」ということで、身近にあったスーパーが経営困難になり撤退する、いろいろな会社の支店がなくなる等が考えられます。「公共交通サービスが維持できなくなり、高齢者等の交通弱者の移動が制約される」ということで、交通機関も赤字になれば撤退ということもございます。高齢化率も高くなりますので、ますます住みにくい町になってしまふということが懸念されます。そのため、私たちが都市計画マスター プランとして考えておりますのが、「快適で暮らしやすいコンパクトな都市空間の形成」で、公共交通等を利用して歩いて暮らせる地域への居住機能の誘導として、より便利なところに居住を移していただく方針や、拠点（中心市街地）への都市機能（公共機能、商業機能、医療、金融関係、公共交通関係）の集積により、効率的に日常サービスが受けられる都市空間の形成を図り、多核連携都市の形成を目指しております。これを今後の目指すべき方向性として、日々念頭に仕事をしております。そういう状況の中、「区域区分（線引き）の定期見直しについて」ですが、平成 26 年度末を予定しております。熊本都市計画区域は、熊本市と合志市、菊陽町・嘉島町・益城町の 2 市 3 町でひとつの都市計画区域を持っております。行政区域とは別で、市街化区域と市街化調整区域とを分けております。この制度が昭和 46 年に第 1 回の線引きを実施しております。その後、10 年に 1 回定期見直しを繰り返し、平成 24 年に合併 3 町に限って随時の見直しをしております。平成 26 年に第 5 回定期見直しを 2 市 3 町で行います。

続きまして、「集落内開発制度の見直しについて」でございます。集落内開発制度は、新たに平成 22 年度から導入しておりますが、平成 26 年の線引きの定期見直しに併せまして現地の調査等を行い、農業委員会や関係機関と協議の上、見直しをしていく予定でございます。

最後に、「区域区分、集落内開発制度の見直しスケジュール」でございますが、平成 25 年度につきましては、区域区分の市街化区域編入の方針を、関係機関の熊本県や国土交通省、農林水産省等と協議を行いながら検討していく事になります。そして、平成 26 年に、区域区分の素案の作成、公聴会の開催を行いまして、平成 26 年度末には決定したいと思っています。集落内開発制度指定区域の変更案作成のスケジュールを合わせて記載しておりますが、同じように、平成 26 年度末の策定を予定しています。

駆け足での説明になりましたが、説明は、以上でございます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました、報告第3号について、ご質問等はありませんか。

松永 隆 委員

私たちも、特例区協議会の委員という立場でお話が伺えるのは、今日が最後ということもあり、都市政策課の方には、急遽、協議会へ来ていただくことになりました。どうもありがとうございました。

平成24年度に区域区分が見直され、市街化調整区域においては、集落内開発制度が始まったわけですけれども、これまでに富合地域で、一種農地、甲種農地の対応に関して何か困難な事例というものはありましたか。

事務局（都市政策課）

平成24年度から、線引きと共に集落内開発制度が発足しましたが、実際に集落内開発制度を利用して、富合地区内で開発許可を受けられた事例は、13件ございます。また、現在までに富合地区において農地転用等々の問題で困難な事例があったという話は伺っておりません。確かに、集落内開発制地域内の優良農地である一種農地、甲種農地については、農業委員会の判断が必要となりますので、飛び地等での転用は難しく、集落隣接地から順々に転用が進められるものと思っております。

村崎 博則 委員

区画整理を計画しているところも、都市計画の見直しの対象となるのですか。

事務局（都市政策課）

平成24年度の都市計画区域再編に伴う見直しのときにも、「富合の区画整理事業は実施されるのかどうか。」ということが国や県と協議する中でも話になったところであります。事業が実施されないのであれば、調整区域になるというような議論もされました。新市街地の要件ということで、市としましては、10年以内に確実に市街化されるということで国・県に話をしているところでございます。

米原 靖雄 委員

平成24年度に市街化区域とされたわけですから、地元である、廻江・清藤地区は、区画整理事業を行い、市街化を図ろうと思っていますが、万が一、区画整理事業が実現しなかった場合にはどうなるのでしょうか。

事務局（都市政策課）

今回の都市計画の第5回定期見直しでは、地域の皆様が区画整理事業の推進に向け話し合いを再開されたと伺っておりますので「地元地域の方々が、新たなまちづくりに向けて準備を進められています。」ということで説明を行いたいと考えております。

米原 靖雄 委員

地元や地権者の間では、「区画整理をしよう。」ということで盛り上がってはいるものの、組合施行の区画整理事業は難しい、平成15年12月の富合町議会で区画整理事業は町施行で行うということを議決しています。その後、合併問題等の話があり、その間、区画整理事業が頓挫した状態となっています。地域の方々は、南区の拠点となる地域に、区画整理事業は必要であるという認識であります。ただ、組合施行では難しいです。市からは、組合に対しては技術的支援を行うということですが、地域の思いとしては、やはり、自治体施行で区画整理事業を行って欲しいということが強いです。自治体施行が難しいことであれば、自治体施行に近い形で施行できるような体制を望みます。

事務局（富合地域整備室）

富合地域整備室です。廻江・清藤地区につきましては、都市計画区域決定がされた地域がございます。ただいま関係者の方を中心に話し合いがなされているところでございますが、皆様には、組合施行で区画整理事業を行い、熊本市が技術的支援等を行うということで考えているとお話をさせていただいております。

米原 靖雄 委員

それから、富合駅から南区役所まで通じる道路ですが、一部に狭い箇所がありますが、以前、この路線の整備については、都市活性化事業の活用ができるようなお話を伺きました。南区役所周辺の整備ということで、区画整理事業と併せてお話を伺いたいと思います。

事務局（富合地域整備室）

ご質問がありましたアクセス道路についてですが、富合駅東口から国道3号までの部分は、市道清藤7号線ということで、平成21年度に富合駅側から工事に着手し、現在7割程度が整備済みとなっております。現在、国道3号との取り付け部分について整備を進めております。国道3号から南区役所までの道路は、市道清藤4号線という路線になります。こちらは、区画整理事業の地域内となっており、区画整理事業の整備計画の中で整備を行っていくこととしております。

米原 靖雄 委員

区画整理事業の関係で、先送りにされている道路や排水路整備といったものがありますので、区画整理事業と併せて、一体的な南区役所周辺整備をお願いします。

事務局（富合地域整備室）

先ほど、都市政策課からもお話がありましたように、南区役所周辺は、行政、文化、教育、医療、交通といった施設が集まり、利便性の高い地域となっており、南区の拠点地域ということで位置づけておりますので、こういった都市機能を持つ拠点づくりとして南区役所周辺の整備を進めたいと考えているところでございます。

米原 靖雄 委員

特例区協議会も今回が最後となりますので、協議会委員として、あえてこれからの地域づくりの想い、地域の要望を発言させていただきました。どうぞよろしくお願いします。

松永 隆 委員

最後の質問ですが、平成26年度の見直しではどの程度の見直しが行われるのでしょうか。また、その後は10年後との事ですが、道路新設等により状況が変わった場合には随時に見直しが行われるのですか。

事務局（都市政策課）

線引きについては、今後、国・県と協議をしながら進めてまいりますが、人口減少社会の中で、大きく市街化区域が広がるというのは、熊本市においても考えられない状況となっています。本年度末までに方向性を決め、その後案を作ります。

集落内開発制度については、平成26年12月頃までに市で現地調査を行い、新たな区域の編入、見直しを行いたいと思います。

区域区分の見直しは10年に一度で、特別な事案がない限り随時見直しはありませんので、次回は平成36年になります。集落内開発の見直しについては、現在、その時期を検討しているところです。

田中 榮信 議長

他に何か質問はありませんか。

（「ありません」の声）

田中 榮信 議長

質問がないようでございますので、次に進みます。それでは、「その他」について、事務局からお願ひします。

事務局

総務班でございます。新市基本計画掲載事業（富合町域）の関連事業についての説明を前回の協議会の中で説明を行いましたが、口頭のみの説明でしたので、皆様から要望を受けまして、本日、新市基本計画掲載事業（富合町域）の進捗状況等資料ということで、お配りしております。

前回の協議会で説明をいたしておりますので、改めての説明は行いませんが、本日、事業の担当所属から来られておりますので、質問等があればお受けしたいと思っております。

松永 隆 委員

前回の協議会の時では、新市基本計画の進捗状況の説明の場に、担当の所属から来られておらず、詳しい質問ができませんでした。既に完了している事業であれば話は分かりますが、まだ続いている事業については、質問したいことがありました。学校施設についてであれば、耐震工事完了後は、これまで凍結していた校舎やプールの改修を行うということで、事務局から説明がありましたが、その中身について、校舎のどのような改修を予定しているのか等の質問をしたくても出来ませんでした。業務が忙しく、来られなかつたのだろうとは思いますが、担当課が出てきて説明をして欲しかったと思います。

私たちは、富合町合併特例区協議会の構成員ですから、富合地域のことについて、地域のためを思いこれまで発言をしてきました。特例区が終わってしまえば、特例区協議会のような場はなくなりますので、今後の新市基本計画の進捗については、担当課の職員に託しているわけです。担当課には頑張っていただきたいと思っています。そういう思いですので、あえて言わせていただきました。

田中 榮信 議長

新市基本計画掲載事業について、何か質問はありませんか。

米原 靖雄 委員

農地・水の事業は、現在2期目ということで実施されていると思います。5年間の事業で、現在の事業の期間が残り3年間だと思いますが、その後の事業継続というのは、どのようになるのでしょうか。

事務局（農業振興課）

農地・水の事業については、今のところ5年ごとの区切りとなっております。平成24

年度から 2 期が始まっておりますが、国の事業ですので、農地・水の事業に合った申請を出されれば、農業振興課としては支払金の事務手続を行うということになります。

米原 靖雄 委員

農地・水の事業は、市の事業ではなく、国の事業なんですね。

事務局（農業振興課）

はい。国の事業となり、農業振興課では、事務手続きのみを行っております。

事務局（熊本市教育委員会）

教育委員会から説明を申し上げます。新市基本計画の中で進んでいないのが、富合小・中学校の改築大規模改造事業とプールの改築で、その他の事業は終了しております。現在熊本市には 140 数校の学校がありますが、現在、喫緊の事業として小中学校の耐震化事業を行っておりますが、また新たに天井材非構造部材の耐震化を進めるよう国からの通知文が来ております。それに伴い進捗状況が遅れていますが、今後の計画としては小中学校プールの改築を先行し、校舎の大規模改造を考えており、新市基本計画の事業に則り、事業を行いたいと考えております。

事務局（高齢介護福祉課）

高齢介護福祉課でございます。高齢介護福祉課関係の新市基本計画事業に関しましては、重点事業としておりました老人憩の家の改修事業と老人福祉施設の雁回敬老園の改修事業を平成 24 年度までにすべて終了しております。継続的に残っていました住宅改修事業は、介護を必要とされる方の住宅改修事業ですが、引き続き行ってまいります。

田中 榮信 議長

新市基本計画について、何か質問はございませんか。

改原 博明 委員

合併特例区一般会計の中で、国民健康保健療養給付支払基金の 3,000 万円か 4,000 万円かの保健事業の財源とするとして、特別に認めてもらっていたお金があったと思いますが。その基金に残額はあるのですか。お金が、残っているなら最終的にはどうなるんでしょうか。

事務局（総務班）

この基金を財源とした保健事業は、合併の時に旧富合町の国民健康保険療養給付支払基金がありましたので、合併特例区の中で何かできないかと始めた事業でございます。

基本的には、熊本市で行っていない、富合地域だけで行っていた保健事業を行うためにこの財源を元に事業を組み立てられたものです。現段階で、財源が余っているからということで、他の事業の財源に当てるということはありません。

改原 博明 委員

わかりました。残金は、熊本市に吸収されるというわけですね。

田中 榮信 議長

他に質疑がなければ、次に進みます。

田中 榮信 議長

それでは最後になりますが、「その他」として、皆さんから何かございませんでしょうか。お知らせ、報告、あるいは全体を通してのご意見、ご質問など、何でも結構です。

田中 榮信 議長

事務局から何かございませんか。

事務局（総務班）

事務局で想定しておりました協議会の議事につきましては、本日の定例会において一応終了するものと考えております。よろしくお願ひいたします。また、併せて資料の最後に行事予定表を添付させていただいております。よろしくお願ひいたします。

田中 榮信 議長

特例区協議会の開催は、本日が最後ということになりますので、私からお礼の言葉ということで、一言申し上げます。いよいよ 10 月 5 日をもって富合町合併特例区が終了いたします。この 5 年間、会長という職を大過なく勤めることができたのも、協議会構成員の皆様方のご支援、ご協力のおかげと思っております。大変ありがとうございました。どうぞ、皆様、10 月 5 日の合併特例区の終了式には、ご出席よろしくおねがいします。

これで本日のすべての議事が終了いたしました。皆様には円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、「平成 25 年度第 6 回富合町合併特例区協議会定例会」を閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 25 年 10 月 5 日

署名委員 松永 隆

署名委員 内藤 信博

